

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系再生熱交換器（C）入口配管に設置されている安全弁の下流側フランジ部より水のにじみ（40秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
2	3号機	定期事業者検査（気体廃棄物処理系容器検査）の安全管理審査において、検査記録中の対比試験片の管理番号に誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討（JNES指摘事項）	GⅡ	
3	3号機	循環水系ポンプ（C）の点検において、ポンプローター吊上げ代の寸法測定値に設計値外れが認められたため、当該部を点検修理	GⅢ	
4	3号機	原子炉格納容器ドライウェル床ドレン系隔離弁の弁間漏えい検査において、漏えい量に判定目安値外れが認められたため、対応検討	GⅢ	
5	3号機	定期事業者検査（非常用炉心冷却系ポンプ分解検査（R1））のうち、残留熱除去系ポンプ（C）の検査成績書において、検査判定者の記載に誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討（JNES指摘事項）	GⅡ	
6	3号機	タービン建屋2階の火災報知器（No. 43）及び非常電話（T-16）の誤動作が認められたため、当該火災報知装置を点検・修理	GⅢ	
7	3号機	原子炉冷却材浄化系廃樹脂受けタンク上澄み水移送ポンプのグランドシール水排水用配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	GⅢ	
8	4号機	タービン建屋管理区域内における足場材運搬作業に従事した協力企業作業員が、事務所に戻った後、体調不良を訴えたことから、病院へ搬送し診察を受けた結果、「熱中症」と診断されたため、対応検討	GⅢ	
9	4号機	制御棒駆動水圧系温度データ記録装置に通信異常を示すエラー表示が発生し、当該系統の温度確認が一時的に不可能となったため、当該記録装置を点検・修理	GⅢ	
10	4号機	制御棒駆動水圧系の原子炉冷却水ヘッダー差圧スイッチに接点動作不良（設定値のドリフト）が認められたため、当該差圧スイッチを点検・調整及び原因調査	GⅢ	
11	5号機	取水設備バースクリーン（F、G）に流木等が漂着し、大量に堆積しているため、当該バースクリーンを清掃	GⅢ	
12	6号機	主高圧タービン5段抽気第1給水加熱器（A）入口逆止弁等（計12台）の点検において、弁駆動部の制御用空気切替弁（計12台）よりエアリークが認められたため、当該切替弁を点検・修理	GⅢ	
13	6号機	第22回定期検査用「燃料取出し炉心マップ」への保全部からの要求事項の未反映が認められたため、要求事項を反映及び対応検討	GⅡ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	燃料交換機の運転中、炉心状況監視装置用通信機器の故障を示す警報が発生し、運転モードが「自動」に移行しないため、原因調査及び対応検討	G III	
15	6号機	燃料交換機の運転中、燃料プール側着床時にエラーメッセージの表示がない状況で、「自動」運転モードが除外される事象が認められたため、原因調査及び対応検討	G III	
16	6号機	燃料交換機の運転中、「つかみ時着床深度浅目」を示す警報が発生し、「自動」運転モードが除外される事象が認められたため、原因調査及び対応検討	G III	
17	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却炉設備（A）の一酸化炭素及び酸素分析装置に自動校正エラーを示す警報が発生したため、当該分析装置を点検・修理	G III	
18	集中環境施設	サイトバンカ設備高線量廃棄物保管系プールへの補給水弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
19	集中環境施設	高温焼却炉設備セラミックフィルタ逆洗用空気乾燥器のフィルタ装置に詰まりが認められたため、当該装置のフィルタエレメントを交換	対象外	
20	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却炉設備排ガス放射線モニタ用除湿器（B）の出口温度高を示す警報が発生したため、当該除湿器を点検・修理	G III	